

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	鯉江 (鯉江町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の年齢は40～70歳代で一部野菜、果樹の栽培はあるが、水稲を中心に耕作している。水稲耕作ができない者は、集落内農業者または担い手に耕作を依頼している。営農組合のトラクター共同利用によるコスト削減、作業負担の軽減を図っているが、若者の地域外流出等により後継者不足になりつつある。現在、後継者育成のため農耕機械の運転免許取得の助成事業に取り組んでいるが、今後もより一層後継者の育成に注力したい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

個人耕作者には可能な範囲で作業を継続して頂き、同時に耕作受入れ農業者や担い手の拡充を図りたい。営農組合のトラクター共同利用も継続し、水稲を中心とし麦、菜種を継続して栽培していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	88.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	88.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現状を維持しながらも担い手を中心に集積集約化をしていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を基本とし担い手への集約化をしていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
特に取り組みなし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状を維持できるように集落内の人材を育成する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるものは委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--